

平成30年1月第16回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成30年1月30日第16回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

副町長	三戸部 貞 雄	総務課長	佐々木 人見
企画財政課長	佐藤 顕 一	税務課長	菊地 和彦
町民生活課長	山田 勝 徳	福祉課長	佐藤 育 弘
子ども未来課長	橋元 栄 樹	健康推進課長	南條 守 一
農林水産課長	菊池 広 幸	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	袴田 英 美	施設管理課長	齋藤 輝彦
上下水道課長	川村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	大堀 俊之
教育長	岩城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴木 邦彦
生涯学習課長	片岡 正 春	農業委員会事務局長	西山 茂 男
選挙管理委員会書記長	佐々木 人見		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡辺 壮 一	庶務班長	伊藤 和 枝
主 事	片岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第 1 号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例
- 日程第 5 議案第 2 号 亶理町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 工事請負契約の締結について（平成 29 年度（復
交）公共ゾーン防災広場整備工事）
- 日程第 8 議案第 5 号 工事請負契約の締結について（平成 29 年度亶理町
新庁舎・保健福祉センター建設工事）
- 日程第 9 議案第 6 号 工事請負変更契約の締結について（平成 27 年度 2
3 都災第 4 6 5 号鳥の海公園（その 2）都市公園災
害復旧工事（繰越））
- 日程第 10 議案第 7 号 工事請負変更契約の締結について（平成 29 年度
（復交）町道荒浜江下線道路改良（その 2）工事）
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 29 年度亶理町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 29 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 29 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予
算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 29 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 29 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 29 年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 2 号）

日程第17 議案第14号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第18 報告第1号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第19 報告第2号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第20 報告第3号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） これより平成30年1月第16回亘理町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議の前に申し上げます。

町長がインフルエンザのため、副町長が代理を務める申し出がありましたので、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、1番 鈴木高行議員、2番 渡邊重益議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案3件、補正予算案7件、工事請負契約外7件、合計17件の議案が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

副町長登壇。

〔副町長 三戸部 貞雄君 登壇〕

副町長（三戸部貞雄君） おはようございます。ただいま、議長から説明ありましたように、齋藤町長、けさほど出勤してまいりまして少し熱があるということから医者の方の診察を受けた結果、インフルエンザB型に感染しているということでございましたので、急遽町長にかわりまして提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

本日、第16回亘理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案14件及び報告3件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第1号「亘理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、平成29年8月8日付人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「亘理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第3号「亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、平成29年8月8日付け人事院勧告による特別職の職員の給与改正に準じて、それぞれの期末手当

について改正を行うものであります。

議案第4号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）公共ゾーン防災広場整備工事）」につきましては、公共ゾーン内に災害時の防災拠点として機能する防災広場を整備する事業になりますが、去る12月22日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号「工事請負契約の締結について（平成29年度亘理町新庁舎・保健福祉センター建設工事）」につきましては、去る1月12日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第6号「工事請負変更契約の締結について（平成27年度23都災第465号鳥の海公園（その2）都市公園災害復旧工事（繰越）」につきましては、工事内容の一部変更に伴う請負金額の減額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第7号「工事請負変更契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その2）工事）」につきましては、工事の設計内容の変更に伴う請負金額の増額など、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第8号「平成29年度亘理町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,808万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億8,734万3,000円とするものであります。

初めに、今回の補正につきましては、歳出の各款にわたり職員人件費の補正を行っておりますが、これは4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等による補正が主な理由であります。

次に、第2款総務費につきましては、ふるさと納税推進事業費において返礼品の拡充等により順調に寄附金額が増加し、当初想定していた以上の実績となる見込みであることから、ふるさと納税支援サービス業務委託料として962万6,000円を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、避難道路新設・整備事業費におきまして町道荒浜

江下線整備の進捗状況により事業の一部が平成30年度までかかる見込みであることから平成29年分の工事請負費6,000万円を減額補正するとともに、平成30年度の債務負担行為を設定するものであります。

10款教育費につきましては、現在整備中であります鳥の海公園陸上競技場内のサッカー場について、新年度より供用を開始するに当たり必要となるサッカーゴール、ベンチ及びテント等の備品購入費388万円を追加補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、歳出で説明いたしました避難道路新設・整備事業費の減額補正に伴い、町負担分に充てるための震災復興特別交付税1,350万円を減額補正するものであります。

17款繰入金につきましても、避難道路新設・整備事業費の減額補正に伴い、その財源としての東日本大震災復興交付金基金繰入金を4,650万円減額補正するもののほか、今回の補正に係る調整財源として財政調整基金繰入金1億2,808万7,000円を減額補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、野球場及び陸上競技場を含む鳥の海公園の平成30年度からの供用開始を記念して開催する開園式について準備期間を含めて2カ年で会場設営業務委託を実施する必要があることから、平成29年度から平成30年度における限度額を設定するものであります。また、避難道路である町道荒浜江下線道路改良工事につきましても、平成30年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成30年度における限度額を設定するものであります。

議案第9号「平成29年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」につきましては、歳出歳入予算の総額から歳入歳出それぞれ1,214万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,001万1,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により一般管理費における職員人件費を1,214万7,000円減額補正するものであり、その財源としての一般会計繰入金を同額減額補正するものであります。

議案第10号「平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,240万9,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定等により一般管理費における職員人件費を24万5,000円追加補正するものであり、その財源としての一般会計繰入金を同額追加補正するものであります。

議案第11号「平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,937万4,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、他の会計と同様に4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により一般管理費における職員人件費を219万7,000円減額補正するものであり、その財源としての一般会計繰入金を同額減額補正するものであります。

議案第12号「平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ331万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,670万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、他の会計と同様に4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により職員人件費を331万3,000円減額補正するものであり、その財源としての一般会計繰入金を同額減額補正するものであります。

議案第13号「平成29年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万1,000円を減額し、歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,489万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、他の会計と同様に4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により一般管理費における職員人件費を154万1,000円減額補正するものであり、その財源としての一般会計繰入金を同額減額補正するものであります。

議案第14号「平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的支出については、4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により職員人件費466万2,000円を減額し、総額を8億7,531万1,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的支出につきましては、人事院勧告に伴う給与改定等に

より職員人件費14万3,000円を増額し、総額を5億1,924万4,000円とするものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度（復交）町道橋本掘添線道路新設（その1）工事において、現場内における他事業との調整の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成29年12月8日に専決処分したものであります。

報告第2号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成29年度（復交）町道橋本掘添線道路新設（その2）工事において、工事の設計内容の変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成29年12月19日に専決処分したものであります。

報告第3号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましても、平成28年度（復交）荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事において、工事の設計内容の変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成29年12月22日に専決処分したものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書及び新旧対照表の1ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告に伴い、一般職員の給与に関する法律の一部が改正されたことにより、給料表等を改正するものでございます。背景としては、民間の給与の平均額との格差が631円、0.15%の差が生じているため、給料表の引き上げを行うものであります。また、平成23年度より職務の給与が6級以上で55歳以上の職員に対して俸給が1.5%の減額となる措置を行っていましたが、来年度よりこの減額措置が廃止となるためこれに関する規定の削除とそれに伴う条項の繰り上げを行うものでございます。

説明については、新旧対照表を使って説明いたしますので、1ページをごらんください。

初めに、第17条勤勉手当第2項第1号のアンダーラインの部分になりますが、現行においては加算した額に100分の85となっておりますが、改正後においては加算した額に6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には、100分の95に改正するものでございます。この改正は、一般職員について12月の勤勉手当を0.1月分引き上げる改正でございます。

続いて、第2号現行勤勉手当基礎額に100分の40となっておりますが、改正後は勤勉手当基礎額に6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45に改正するものでございます。

この改正については再任用職員について12月の勤勉手当を0.05月分引き上げる改正となります。

次の、2ページをお開き願います。

附則第11条アンダーラインの部分については、前の17条の改正に伴い文言の整理を行うものでございます。

議案書に戻りまして、1ページ下段になりますけれども、別表第1第3条関係行政職給与表については国が定めた給料表と同じ金額となっておりますが、1級については1,000円、高位の方向に行くほど上げ幅が減少し、6級については400円の引き上げとなっております。なお、第1条関係については7ページの下段までとなりますので、あと確認をお願いいたします。

続いて、第2条、その下7ページ下段、同じく亶理町職員の給与に関する条例の一部改正となります。説明についてはまた新旧対照表を使用しますので、3ページをごらんください。

第16条期末手当の改正については先ほど説明した6級以上で55歳以上の職員に対して俸給が1.5%の減額となる措置の廃止に伴う文言の削除の改正でございます。

続いて、次の4ページ。17条の改正についても第16条と同じ文言の削除の改正となります。

次の4ページ中段、第17条第2項第1号においては、一般職員について12月に引き上げた勤勉手当の率を来年度は6月と12月に0.05月分振り分けるものでございます。次の第2号においても、同様に再任用職員について0.25月分振り分けるものとなります。

その下、5ページから9ページまでの附則の改正については、第8項から第13項まで1.5%減額措置の文言による関係を削り、附則第14項を附則第8項に繰り上げるものでございます。

また、続いて議案書8ページに戻りまして、中段第3条互理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、さきの12月議会で可決いただきました給料表7級制において、このたびの人事院勧告で改正となった給料表に金額を合わせるものでございます。なお、第3条関係については14ページ中段までとなりますので、あと確認をお願いいたします。

その下の14ページ中段でございます。附則施行期日等第1条については平成29年12月1日からの遡及適用となります。

次の第2条については平成30年4月1日からの施行となります。第3条の給与の内払いについては、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすことを定義するものでございます。

15ページ、第4項から第7項までについては、1.5%の減額についての規定が他の条例等にもありますので、それぞれそちらの規定を削る内容となります。ただいまの説明の内容のとおり、新旧対照表においても10ページから13ページまで同様に載せてありますので確認をお願いいたします。

なお、今回の第1号議案から第3号議案について臨時会での提案となった状況については、人事院勧告については平成29年8月8日でありましたが、9月28日臨時国会が開会され衆議院が解散いたしました。この際、法律案の審議が年明けになるとの通知が国からありましたが、本町の12月定例会の最終日である12月8日に国会で一転してこの法律案が審議され可決となりました。その後、12月15日に

法律が公布されたもので、今回の1月開催となった臨時議会で提案することとなったものでございます。ご理解をいただき、ご審議をよろしくお願いいたします。

以上で、議案第1号について説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 初めに、2点。まず、本町における平均引き上げ額が幾らになるのか。そして2点目、必要となる財源の予算額、もしわかるのであればお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 平均の引き上げ額は842円となります。月額842円となります。

それで、対象となる人数が306人いますので、これを12月掛けますと約300万円くらい給与が、財源が必要となります。そのほかに、今回のやつでボーナスの改定もございまして、その分については約900万円ぐらいとなりますので、両方合わせますと約1,200万円の財源が必要となる形となります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 最後に、この等級別に上がり幅がちょっと変わっているかと思うんですけども、そのようにした理由というのであればよろしく願います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） その理由といいますか、人事院勧告の中に説明等が載っているわけですけども、まず人事院実施の官民比較調査の結果、やはり若年層において差が大きいということで、若年層について厚くしている形になっているようでございます。そしてやはり根底にありますのは、公務員といいますか、公務を構成する人材の質の確保ということが大義といいますか、そういった形で通知があることでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 基本的なことをお聞きしたいんですけども、この給料表、俸給表あるんですけども、国の場合ですと初任給、たしか1の5で14万7,000円、高卒ですけども、大卒ですと1の25の17万9,200円ということになると思うんですが、

亙理町も同じなのかどうか、その辺ちょっと。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 広報等にも載せてございますが、国と同じその号俸で初任給を支給している状況でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） さっきの木村議員とかぶるかもしれませんが、平均的な亙理町の場合の平均的な給与といたしますか、年間の給料、月の給料というのかな、大体何歳で、平均値が何歳であってどのくらいの額になるのかというの、わかれば教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 年齢は手元になかったんですけども、給与で平均で申し上げますと24万円ぐらいですね、給与になっております。それに期末手当等も入りますので、済みません、1人当たりの年間のボーナス等合わせまして506万円ぐらいになっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかにありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 単純な質問なんですけれども、6級制で最高の号俸の給与になっている方が、7級になった場合どこの級に移動するのかということ。6級でいった場合は40万、最高40万9,800円かな。この方の給料は、7級になった場合どこに行くのか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 従来というか、前はこの給料の4号俸上にとかってあるんですが、今は換算表持ってこなかったんですが、全て例えば今議員おっしゃる6の84であれば、7の例えば61に行くとか、そういう換算する表があるわけなので、それを後でお知らせしたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び日程第6、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

議案第2号及び議案第3号について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第2号、第3号、関連がありますので続けて説明申し上げます。

初めに、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は17ページ、新旧対照表は14ページとなります。

今回の改正については、こちらにつきましても人事院勧告に伴い特別職の期末手当に関して変更する内容となります。

新旧対照表の14ページをごらんいただきたいと思います。

第1条関係となりますが、第4条につきましては現行100分の170から改正後100分の175に変更するもので、12月期末手当が0.05月分引き上げとなります。

その下、15ページ、第2条関係につきましては、第4条現行6月支給分の100分

の155、12月支給分100分の175から、6月支給分100分の157.5、12月支給分100分の172.5に変更するもので、第1条で引き上げた12月分の率を来年度6月と12月に0.025月分ずつ振り分けるものでございます。

議案書の17ページに戻りまして、第1条及び第2条、施行期日等については第1条が平成29年12月1日からの適用、第2条については平成30年4月1日からの施行となります。

次に、第3条の給与の内払いについては改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすことを定義するものでございます。

以上で、議案第2号について説明を終わります。

続いて、議案第3号に移ります。

議案第3号亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

この議案第3号については、ただいま説明いたしました第2号の内容と同様の改正となっており、人事院勧告に伴い議会議員の期末手当に関して変更する内容となります。

議案書の19ページ、新旧対照表は16ページでございます。新旧対照表16ページをごらんいただきます。

第1条関係となりますが、第5条につきましては12月分期末手当が0.05月分引き上げとなります。

その下、17ページ、第2条関係につきましては、第1条で引き上げた12月分の率を来年度6月と12月に0.025月分ずつ振り分けるものでございます。

議案書の19ページに戻りまして、第1条及び第2条施行期日と第3条の給与の内払いについても前議案第2号と同様の内容でございます。

以上で、議案第3号について説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第2号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）公共ゾーン防災広場整備工事）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第4号 工事請負契約の締結についての件を議題と

いたします。

本件に関し、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） それでは、議案第4号をご説明させていただきます。

21ページをお開き願います。

こちらは、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度（復交）公共ゾーン防災広場整備工事。

請負金額、1億4,148万円。

契約の相手方、株式会社横山産業でございます。なお、落札率は86.95%でございました。

工事の概要につきましては、22ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年12月22日。

入札の方法は条件つき一般競争入札。条件の主なものは、宮城県内に本店または支店を有する事業者で建設業法による土木一式工事について総合評点値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、宮城林産、田中建材輸送、中鉢建設東北支店、ヤマムラ、横山産業の5社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は亘理町字悠里1番地で24ページの位置図を参照願います。

工事内容は、防災広場整備工事として1万3,103平方メートルの区画において基盤整備工、施設整備工、植栽工、それぞれに関し、記載の仕様により施行するものでございます。参考として、25ページに平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成30年12月21日までと設定しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、お伺いいたします。この防災広場の面積は1万3,103平方メートル。そのうち、芝生舗装が8,180平方メートルですね。アスファルト舗装が1,670平方メートルの、そしてその他植栽が3,253平方メートル。この施設は非常時のための施設であるわけです。実質は、広場、公園として利用されることに

なると思いますが、芝生はこの平面図を見ますと起伏があるように思います。そして、この形状からスポーツ的な運動が制限されてくるのではないかと考えられるわけで、そこでこの広大な芝生面積、青々としたきれいな芝生に完成されるんだろうと思いますが、防災広場をどのように活用していくのか。

ほぼ、実質は公園だと思います。周りに周回道路、管理道路あるようですけども、きれいな芝生の中に人が入っていけるような状況で活用できるものかどうか、その辺の活用方法がもう一つと。

それから非常時には具体的にどういったことに利用されるのか。周りには防災庁舎である庁舎ですね、あとは駐車場、駐輪場が広大な面積がありますので、その2点をまずお聞きします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） まず、2点お伺いしました。1点目は平常時の活用でございますが、今現在31年の供用開始までに向けて検討を進めているところでございますが、議員お話ししたとおり、町民が自由に利用できる広場が前提になっておりますので、いわゆる地域住民が散策するなり、子供が自由に走り回り等が基本になるかと思うんですが、それ以外にも例えばアイデアベースですけども、バーベキューができないとかドッグランができないとか、あとはもちろん町イベントということで、そういった開催とか防災に関する例えば6.12防災訓練であるとか、消防演習とか、そういった多目的な利用ということも検討を進めているところでございます。

あとは、災害時でございますが、これは防災広場ということで防災整備計画を、立案のときの前提として避難者が約4,000人ほどここに避難するであろうという前提のもとに、必要面積ということで算定の基礎となるのは、まず防災ヘリポートの離着陸場、あとは今お話しした避難車両が約700台を想定しているものですので、そちらのスペースの確保、あとはボランティアの車両の受け入れということで約100台、あとは使用方法としては防災の備蓄品とかの仕分け作業等も行いますので、そういったことの必要面積を積算して1万3,000平方メートルということを積算したところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後ですけれども、公園とか広場には芝生を張りますと、この芝生には入っていけないという芝生なのか、それとも人が自由に出入りできるような芝生なのか、その芝生の品質、種類をまず1点教えていただきたいと。

あと、今後この広大な芝生に要するメンテナンス、維持管理費というものはどれくらいを想定しているのかこの2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事のほうを担当していますので、私から回答させていただきます。芝生の種類につきましては、高麗芝といいまして野芝よりも目が細い芝となっております、出入りにつきましては養生期間、張って数カ月なんですけれども、その養生期間が過ぎれば誰でも自由に入れる芝生となっております。維持管理費については、まだ私どもでは検討してございません。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず、災害用トイレ設置と便所設置っていうのございます。災害用トイレはマンホールトイレかなと思っておるわけでございますけれども、この一式というのは図面を見ますと3カ所つくるような形になってはいますが、一式というのは3カ所で一式ということなのかどうか。それから、これはテント式なのかそれともパイプ式なのか、それだけ確認します。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 防災トイレにつきましては、一式となっておりますが、3カ所組みで一式でございます。タイプですが、こちら議員おっしゃるとおり、何種類かタイプあるんですが、こちらは今回の工事には上物は入っておりません、下のマンホールから配管までの部分でなっておりますので、今後そちらについてはどちらかのタイプを選ぶことになるかと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） テント式かパイプ式かというのは、要するに上にテントでつくるのか。それともパイプ式の頑丈なやつでつくるのかということなんですけれども、その点。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回の工事に入っていないのでどちらかというのは今お答えできないんですが、どちらがいいか検討して今後考えていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私、今テント式かパイプ式かと言いましたのは、私マンホールトイレについては一般質問で2回上げております。非常にしっかりしたつくり方しているのが東松島市でございます。私、実際に行って確認してきました。そうしますとやはり東松島市ではテント式でもつくったそうです。ところが、テント式でもすぐ壊れてもう大変なんだと言っておりました、パイプ式ですと頑丈でなかなか壊れない、そういうことを言うておりましたので、そういったところをよく考えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議員の意見を参考にして考えていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 防災広場という名前になっていますけれども、我々考えると公園なのか防災広場なのか、多目的広場なのか、その辺の位置づけ、誰がこれを管理するのか。貸し出しができるようなことの管理方法なのか。例えば、ゲートボールさんとかグラウンドゴルフさんがここを使いたいといった場合、全部の面積を占有してしまう。そうした場合に一般の利用者はここを使えなくなってしまう。そのような貸し出し方法もあるのか。

その辺の管理について、公園だったら今まで生涯学習課とか広場だったらいろいろ管理が分かれているようだけれども、もうちょっと管理する担当部署の整理など統一して、広場であれ公園であれ児童遊園であれ一番身近に管理できるところが管理すべきであって、料金が発生するからどここの部署、そういう問題でなくて良好な状態で貸し出せるような、使用できるような状態にするためにはどこの部署が管理するのが適当なのか、そういうのは内部で検討していただいて、こういう一番メインになるような広場なんだから、多分利用者は殺到するというか、いっぱい来ると思うんです。自由に来る人やそこでグラウンドゴルフやっているからきょうはだめだよという断り方という方向になるのか、その辺の整理の仕方をどのようにするのか伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） こちらの防災広場の位置づけでございますが、いわゆる都市公園法による公園ではないので、いわゆる広場という位置づけになろうかと思えます。

どこが管理するかという問題ですね、今お話があった利活用も含めてまたあとは多分指定管理者制度、活用とかも含めて検討しているところでございますので、今お話があったようにご意見も確かに住民の方、職員の中でも占有させてはどうだとか、手数料が発生するのであればその収納なり管理方法とかもどうだということも、今議論している中でございますので、31年の供用開始まで慎重にまずかつ速やかに検討進めていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 自由広場という発言あったけれども、回答はね、自由広場という勤めに出ている方もコンビニから弁当を買って行ってあそこのベンチなんか置いてあればベンチで昼飯なんか食べられるような風景なんかも想像されるし、そこでボールばんばん打っているのではそこにも行きたくないし、多分あと水飲み場なんかあれば子供連れのお母さんがそこに行って遊んでいるし、そのような光景というのが役場の中から仕事して見えているというのはいい光景だと思うんです。弁当食べる人もいれば、いろんな子供が遊ばせている人もいれば、噴水に上がってそこでくつろいでいる光景があるなんて。そういう光景が好ましい光景なんでそういうものを網羅できるような管理体制、運営体制に町民は望むのかなと思えます。その辺もよく検討して管理運営をやっていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 今のご意見参考にして検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 防災のあずまや1基とありますけ、逢隈の防災広場のあずまやと同じものなのかを1点と、あとは1基だけで間に合うものなのかを、十分対応できるものなのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 逢隈の防災広場とほぼ同タイプでございます。1基で広いス

ペースで1基で間に合うかというご質問ですが、今のところ1基と考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 非常時に4,000人が避難してくることを考慮してということでしたので、こういう質問いたしましたけれども、本当に1基で間に合うのかどうかを考慮していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらにつきましては、防災あずまやというのは、あずまやの天井部分にテントをかけて下までほろを広げて風とかが入らないようなつくりでやるものでございますが、非常時の際にはすぐ役場庁舎がございますのでそちらで雨風をしのぐということはできるかと思っておりますので、こちらは今のところ1基と考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 工事請負契約の締結について（平成29年度互理町新庁舎・保健福祉センター建設工事）

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第5号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 議案第5号をご説明させていただきます。

26ページ目をお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度亘理町新庁舎・保健福祉センター建設工事。

請負金額、36億5,040万円。

契約の相手方、三井住友建設株式会社東北支店でございます。なお、落札率は86.6%でございました。

工事の概要につきましては、27ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成30年1月12日。

入札の方法は条件つき一般競争入札。条件の主なものは宮城県内に本店または支店及び営業所を有する事業者で建設業法による建築一式工事について総合評点値が1,100点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、大豊建設東北支店、奥村組東北支店、竹中工務店東北支店、銭高組東北支店、ピーエス三菱東北支店、三井住友建設東北支店、橋本店、阿部建設、加賀田組東北支店の9社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は亘理町字悠里1番地で、29ページの位置図を参照願います。

工事内容は、新庁舎保健福祉センター大ひさし、外部倉庫、車庫、それぞれにおいて記載の仕様により施工するものでございます。参考として30ページ以降に配置図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年9月30日までと設定しております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 新庁舎・保健福祉センターの防災機能をあわせ持った建物になるわけですが、この施設の動力源、エネルギー源はどういったものを利用するのかと。そして、災害等の非常時の場合の代替電源は何に依存するのか、利用するのか、そしてどれくらいもつものか、この2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） 非常時の非常用電源ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）非常電源は大きく2つ用意しておりまして、1つは自家発電装置でございます。こちらは、スペックとしては大体最大500キロボルトアンペアを予定ということで、大体想定されるのが照明器具で全庁舎の3分の1程度の対応と、あとはシステムサーバー、テレビ、パソコン、通信機等の災害対策本部の運営等を必要最低限の電力を確保できる電力量を予定しております。あとは、3日間、72時間連続運転可能な軽油のタンクも用意しているところでございます。

もう一つは、それを補完する太陽光発電システム、こちらも予定しておりまして、これは30キロワットアンペアということで大体通常使うテレビ、パソコン、プリンターの補完的な役割になろうかと思いますが、そういった通信機を中心とした電源供給を予定しておりまして、あわせて蓄電装置も整備して、蓄電池30キロワットの蓄電池ですので、夜間時の対応も、一定程度確保、対応できると考えております。

以上でございます。（「通常時の電源」の声あり）

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） 通常は、いわゆる東北電力等からの供給で一般的な電源で予定しております。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 組み合わせ、1つの電源だけに依存するののかという趣旨だったものですから、ガス、重油を燃焼させるセントラルヒーティングとか、熱源は電気1本だけだということなのかどうかという質問だったんです。太陽光もしくはセントラルヒーティングとしての地下に重油施設で、そこから電源を供給するということの、第1問目は質問でした。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） 空調等は、重油等ということでなくて今のところは1本で電気での対応を検討しています。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 公共ゾーン周辺には北側にみやぎのあられさんから、あと産業方面に向かう悠里農免道路という道路がありまして、今ここ非常に交通量が多いと。そして、農繁期になりますと、農業トラクター等がここを頻繁に走るわけでごさ

います。工事が始まれば当然工事車両等が集中してくるわけですので、その辺の交通事情も考えた場合、ダンプ等の工事車両というのは制限されるか、道路を指定して運搬をさせるのかということが一つと、あとは工期の日が31年9月30日までということですが、供用開始はいつになるのか、供用開始ですね。この2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事始まってからのダンプの運搬路でございますが、みやぎのあられさんから入ってくるルートと、あと南の町営住宅とか向こうから入ってくるルートありますので、どちらか一方というよりはある程度分散させて利用したほうが混雑も少ないと思いますので、そこら辺は分散させる形で調整していくようになるかと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 供用開始でございますけれども、こちらは今現在検討を進めているところでございまして、旧庁舎から新庁舎へのスムーズな引っ越し作業であるとか、システム等がうまく稼働するか、そこら辺も含めて今検討を進めている、できるだけ早く供用開始をしたいとは考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 36億何千万円、いわゆる財源ですね、庁舎建設基金が幾ら、それから地方債ですか、それらについてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） こちらの財源、今まさに国なり県と調整を進めているところで、最終的には2か月後の30年当初予算でお示ししたいと思います。ただ、今現在言えるのは、当初震災復興特別交付税7億円程度とお話しさせてはもらいましたけれども、何とか相当の上積みはしたいということで調整して、ちょっと今この場で数字的なことは申し上げられませんが、財源的には当初お示ししているよりはある程度、震災復興特別交付税なり被災施設復旧関連事業債ということで交付税措置が70%戻ってくるという、そういった起債の活用とかも今調整中でございますので、具体的には当初予算でご説明したいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 今、財源の関係質問出たので、この予定価格よりも約2億5,520万円ほど軽減されたと、財源が、大変いいなと私は思っています。後で提示されるということでもありますので、この件はダブりますので質問省きますが、1点だけ。調度品の関係ですね、予備費。備品。備品の準備はどのように考えておるのか。過日の10月の段階では今検討中だということではありますが、いろいろ耳に入ってくることは、やはり余り経費をかけないで現在の今使用している備品を可能な限り私は採用、使うべきではないかなと思っています。したがって、経費軽減を含めてその辺の考え方を聞きたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） おっしゃるとおり、備品はできるだけ経費削減の努力というのは必要だと思います。ただ、ここから持っていくのがいいのか、新しい、運搬費用等もかかりますのでそれがいいのか、それとも買ってしまっただけで業者さんに運んでもらったほうがいいのか、そういったこともありますのでそこは慎重に検討したいと思います。今現在新庁舎つくっている山元なり南三陸の事例等も研究して、最適な方法を今検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 三井住友建設、今まで聞きなれなかった会社なんですけれどもこれまで議決を踏まえなくとも結構ですので、亘理町との関係、どういう事業とか発注した事例があるのか、いつごろなのかどういうものだったのかお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 済みません、亘理町の事例はちょっと今手元になくて、確かに余り聞かれない業者だとは思いますが、ただ最近の同様な事例を申し上げますと、石巻合同庁舎の新築工事も、本来はジョイントベンチャーではありますがけれども、三井住友建設が2016年のときに落札しておったり、あとは設計等のこれまでの実績等も確認したところ東北大学のリノベーションセンターのレアメタル総合棟なり、あとほかの自治体なり同様庁舎等もかなり建設実績があると伺って

いますので、そのところは問題がないかと考えています。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 皆さんも御存じだと思うんですけども、この企業は2015年に横浜のマンション、ララ横浜とかいいましたか、4棟のマンション建ててそのうちの1棟が傾いたと、その理由というのはくい打ちが、長さが不足していたということがありました。それで、2017年11月ころだったかな、そのくい打ち業者も含めた3社に賠償損害命令を下しているといえますか、そういう経過があるんですね。今言った石巻でも事例があるということで安心だとは思いますが、建物というのは1回建てたら50年、60年、70年ってもらわないと困ります。ですけども、建設途中に何らかの不都合ができた場合、供用開始2年後、3年後に不都合が出てくる可能性がある。ですから、2015年のくい打ちの事例も踏まえて町ではどのように考えて三井住友建設に発注しようとしているのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） ご指摘のとおり、これは三井住友建設だということではなく、やはり施工管理自体は十分な体制でやっていくべきだと考えておきまして、別途建設管理業務委託契約を結んで別会社にその管理業務は委託をすると、あとは町職員も都市建設課から企画財政課に建築専門職のものを専従管理者として配置して二重三重のチェック体制で対応したいと考えています。ただ、これは三井住友建設に限らず、これだけの大規模な建設ですので、そういった体制の整備は対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） それで、損害賠償が3社に約460億円の訴えを起こされているんですね。これが進んでいた場合に会社の業務内容が必ず逼迫する可能性も出てくるのかなと思います。そうした場合に、建設途中に倒産ということはありませんかと思うんですけども、建てれば何年か見ていただくという観点からすれば、ちょっとクエスチョンマークをつけてもいいのかなと私思うんです。その辺、しっかり調査していたのかどうかお聞きいたします。損害賠償も含めて。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） そこら辺の、ご指摘の事例ももちろん確認はしていたところでございますし、入札手続の中でも業務内容なりあとは県の点数評価でもいろいろ分析した結果問題ないだろうと判断したわけです。

一応、蛇足ではございますけれども、今の総合評点値からいえば登録業者の中では、いわゆるゼネコン大手ではございませんが、ナンバー 8 にランクする 1,840 点以上ということですので、一応そういったところも担保の 1 つにはなるかとは思っています。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） お尋ねいたします。この役場庁舎は互理町の顔になると思います。

それで、色的な部分はもうはっきり決まっているのでしょうか。ぜひ町民の方に色とかまだ決まっていないのであれば、どんな色がいいかしらみたいな感じで町民参加とかというのは考えているんですか。そこの辺確認したいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 先日も 3 パターンということで主なものをお示したと思うんですけども、結論からいいますとまだ決まっていませんので、最終的にどのように決めるかというのも検討したいと思います。今のところまだ未定というところでございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 田んぼの真ん中に、どこからでも役場が見えるという大きな目印になると思いますので、私はぜひ子供たちに参加、色の参加というんですか、そういう部分で 3 パターンって、ちょっと、私全協に出られなかったので申しわけなかったんですけども、参加させてこれから 50 年 60 年もつ役場に対して町民から意見とかしてもらおうとまた意識が変わると思いますけれども、そういうことについて今検討はしているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 今のご意見も含めて検討は進めていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回、大豊、奥村、竹中、銭高、ピーエス、三井住友、橋本、阿部、

加賀田、全部大手ゼネコンなんですよ。これを見まして、亘理町の業者の方からは手を挙げている方、応札はなかったのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 入札参加条件が1,100点以上ということで残念ながら対象外になっています。（「亘理にはいないということですね」の声あり）

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 失礼しました。

屋根、これがアスファルト防水、外壁がフッ素樹脂系の積層塗材とあります。このフッ素樹脂ですと非常に塗料の中では最高級の塗料でございます。そしてまたアスファルト防水となっていますけれども、アスファルト防水というのは余りにもよくないと私は考えているんですが、ここで1つ、長瀬小学校、荒浜中学校ではこのアスファルト防水でいっているんですね。それは何かといいますとコンクリート面を10センチの上のアスファルト防水をやっていると思うので、大体そういうつくりなのかどうか伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 屋根の防水の詳細なご質問ですが、その部分については私も詳しく把握しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時25分とします。休憩。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、先ほど14番鈴木邦昭議員からの回答漏れ、都市建設課長より申し出ありましたので、都市建設課長、発言を許します。

都市建設課長（袴田英美君） 先ほどのご質問で、アスファルト防水の下のコンクリートのスラブ厚ということで15センチでございました。長瀬小学校とかそちらの過去にあった建物と同等のものでございます。

日程第9 議案第6号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度
23都災第465号鳥の海公園（その2）都市
公園災害復旧工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 引き続き、日程第9、議案第6号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 議案第6号をご説明いたします。35ページをお開きください。

こちらは、平成29年9月5日に工事請負契約を締結した下記工事について変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成27年度23都災第465号鳥の海公園（その2）都市公園災害復旧工事（繰越）。

請負金額は変更金額が3億8,303万2,800円であり、576万7,200円の減額。

契約の相手方は阿部工務店・結城組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

変更の概要につきましては36ページの資料をごらんください。

請負金額が減額になった主な変更点でございますが、本工事において当初擁壁工において逆T字型現場打ちコンクリート擁壁により施工予定だったものを、施工の優位性等を考慮し、プレキャストL型コンクリート擁壁に変更した結果、施工単価が安くなるものでございます。

工事施工箇所、工種変更の概要等につきましては37ページ以降を参照願います。

工期につきましては変更前と同じでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その2）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第7号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 議案第7号を説明させていただきます。40ページをお開きください。

こちらは、平成29年6月19日に工事契約を締結した下記工事について変更契約を締結する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その2）工事。

請負金額は変更金額が6,572万9,880円であり、627万5,880円の増額。

契約の相手方はSSスチール開発株式会社でございます。

変更の概要については41ページの資料をごらんください。請負金額が増額になった主な変更点は、現場測量の結果当初計画よりも掘削土量が増量となるほか、現場測量の結果に基づく排水計画の見直しに伴い各種側溝の規格変更が必要になったため、工事内容の一部を変更するものでございます。

工事施工箇所等については42ページを参照願います。

また、工期につきましては、工事内容の変更に伴う地権者との調整等に時間を要したため、平成30年3月23日まで工期を延長するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第6号）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第8号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、議案第8号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

別冊でお配りの平成29年度亙理町一般会計補正予算書（第6号）をご準備ください。

1 ページをお開きください。

平成29年度亘理町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,808万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億8,734万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加及び変更は「第2表 債務負担行為補正」によるものとするものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。

11ページをお開きください。

2款総務費につきましては、1項1目一般管理費において右説明欄記載のとおり、細目2職員人件費として3,789万7,000円を、細目3特別職人件費として135万9,000円を減額補正しております。これは、4月以降の職員人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等による補正が主な内容であり、各款におきましても職員人件費及び特別会計繰出金等の追加補正を同様の理由により行っているところでございます。また、1項6目企画費において細目21ふるさと納税推進事業費としてふるさと納税支援サービス業務委託料962万6,000円を追加補正しております。これは、返礼品の拡充等によりふるさと納税の寄附金額が増加し、当初想定した以上の実績となる見込みであることから寄附金額の増額に応じて委託料を変更するものでございます。

続きまして、8款土木費をご説明いたします。

19ページをお開きください。

4項6目復興事業費につきましては、右説明欄に記載のとおり、避難道路新設・整備事業費として避難道路新設改良工事費6,000万円を減額補正するものでございます。これは、町道荒浜江下線の整備事業の一部が平成30年度までかかる見込みであることから、平成29年度の工事費を減額補正するとともに、平成30年度の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、10款教育費をご説明いたします。

21ページをお開きください。

5項3目保健体育施設費につきましては右説明欄に記載のとおり、細目9鳥の海陸上競技場内サッカー場整備事業費として388万円を追加補正するものでございます。これは現在整備中である鳥の海公園陸上競技場内のサッカー場について、新年度より供用開始するに当たり必要となるサッカーゴール、ベンチ及びテント等の備品を購入するものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

9款地方交付税につきましては、歳出でもご説明いたしました避難道路町道荒浜江下線の整備事業費の減額補正に伴い、その財源である震災復興特別交付税を1,350万円減額補正するものでございます。

17款繰入金につきましては、今回の減額補正に係る財源調整として財政調整基金繰入金を1億2,808万7,000円減額補正するほか、震災復興特別交付税と同様に避難道路町道荒浜江下線の整備事業費の減額補正に伴い、その財源である東日本大震災復興交付金基金繰入金を4,650万減額補正するものでございます。

以上が、歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為補正（追加）につきましては、鳥の海公園の平成30年度からの供用開始を記念して開催する開園式典について、準備期間を含め2カ年で会場設営に係る業務委託を実施する必要があることから、平成29年度から平成30年度における限度額95万円を設定するものでございます。

また、避難道路町道荒浜江下線道路改良工事につきましては、歳出欄でもご説明したとおり、平成30年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、今回減額補正した上で平成30年における限度額6,000万円を設定するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、12ページ中段のふるさと納税推進事業の委託料、ふるさ

と納税支援サービス業務委託料962万円について伺います。

28年度のふるさと納税については決算額、一般寄附金が1,839万、総額ですね。その中のふるさと納税額は148件の250万円となっているわけなんですけど、今回そこで補正額のこれまでの29年度の実績と今後の見通しと伺いますか、どういうふうに見込んでいるのかをお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） まず、ふるさと納税の現在の実績でございます。これ、1月15日現在の集計でございますけれども、実績ベース2,081万1,000円を計上しております。このままのペースでいけば約2,500万円程度まで伸びるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、個別の納税額に対する返礼品、幾ら納税していただいた方にはこれくらいの返礼品という段階に応じた目安をどのように考えているのかということが一つと、あとは一般の寄附者がございますね。一般の寄附をいただいた方。この方にも同じような対応をするんですか。また別なんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 返礼品につきましては、国が平成29年4月1日に返礼品の取り扱いに関する通知を発出しておりまして、その中で3割を超えるものについては中止するよう通知しているところでございますので、今現在返礼品自体はおおむね3割程度、プラスアルファで送料とかかかりますが、返礼品自体は3割程度、ただ多少値ごろ感前後する場合がありますけれども、おおむね3割程度を目標にしているところであります。

また、寄附のほうについては、このような返礼品等をお渡しするという事はやっておらず、感謝状の贈呈なりということで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、一般寄附者とふるさと納税については御礼という部分での対応が異なるということになるかと思うんですが、寄附金というのはな

かなか予定できるものではなくて見込めることが非常に難しいと、そしてまた募集するものではないと思うんですよ。寄附の性格からいきますと、町民の福祉の向上に充てられるものであって、無償の供与という性格からも税法においても所得控除が認められているということで、今回960万円というお金を委託料としてのお金を充てるということは、実際いただいたお金を一部相殺してしまうということから寄附者の意思に沿っているのかという一つの判断があると思いますが、この辺のどういう判断をされたかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 議員おっしゃるとおり、今ふるさと納税制度はやはり返礼品目当てな面も非常にあって、やはり本来の寄附のあり方とはちょっと多少かけ離れているんじゃないかとは私的には考えているところです。ただ、やはりふるさと納税はある意味税金の獲得のための自治体間競争という意味もあるということで、やはり一定程度そういった競争に入らざるを得ないという側面はあるんじゃないかと考えています。

あと、もう一方のふるさと納税の側面としては商工観光振興の強力なツールでもあるんじゃないかとも思いますので、そうしたふるさと納税、返礼品という形になりますけれども、地元特産品の売り上げ増加であるとか新たな商品開発とか町の知名度向上とかによる観光客の増加とかそういった側面もあるのは事実でありますので、そういったところも最大限活用していきたいとは考えてございます。今現在、やはり対応せざるを得ないというのが正直なところじゃないかと考えています。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 20ページの8款4項6目工事請負費避難道路新設工事6,000万円減額でございます。事業の一部が平成30年度までにかかるということでございますが、この場所についてまずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 場所ですが、工事名でいいますと荒浜江下線その3というところで、高屋の公会堂から真っすぐ南におりたところから西に中央工業団地に向かっていくその区間、652メートルの区間をやっている工事でございます。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） そうしますと、あそこ、西に向かうということですが、橋本堀もごさいます。その分については別という感じでよろしいわけですか。高屋公会堂というその3についてはもう発注されて、そこのところはおくれているという認識でよろしいわけですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 高屋の公会堂から工業団地まで行く間に高屋堀という水路がありまして、その部分の橋は現在協議中のごさいまして、平成30年度に工事発注になる予定のごさいます。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 工事発注の件のごさいますけれども、御狩屋橋の橋梁工事、29年11月26日に可決しましたエムテック仙台支店、そこが11月から工事入るわけなんですけれども、あそこは全然手つかずでそのままになっていると。その辺の遅延防止とか何か出ているわけですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） エムテックの工事の着手の関係ですが、今準備期間ということでまだ着手はされておられません。どのようなことでまだ着手していないかという、今下請の選定を盛んに行っているところということで聞いておりますのでもう少し時間いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） お尋ねいたします。今回のところは、主に職員給与の4月からの異動とか人事院勧告とかということが大きな金額の減になっているわけなんですけれども、減額になったものが幾らで今回の人事院勧告でプラスになったものがどれくらいあってその差額が幾らというのが、もしわかればお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 大変申しわけないんですけれども、そこまでの数字持ってきておられませんので確認したいと思います。ただ、実際は今回の人事院勧告で、さっきの1号議案で可決いただきましたけれども、実は人件費の関係は12月末補正で完全に今後増となる関係については可決いただいております。それで、減額とな

る分については今回の人事院勧告の状況を見まして、その減額の幅がどれくらいになるかということを見まして今回の予算に上げさせていただいたので、人事院勧告で上がっているんだけど、実際は全体が下がっているように見えますけれども、増となる部分についてはもう12月補正で皆さんに可決いただいておりますので、その辺のバランスの説明足りなかったのは申しわけないと思いますが、勧告で上がる分と実際の減額となる分は確認してお知らせしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 先ほどの議案1号、そのときに職員の平均給与は800幾ら、人数が300何人分と申しまして、大体300万円ぐらい。それから期末手当の分が大体900万円ぐらいということで1,200万円ぐらいということでご回答あったんですけども、その分が単純に考えてプラスになって残りの分に関しては減額、やめられた方もいらっしゃいますので、そちらのほうの減額になるのかなと考えておったんですけども、その金額と大体同じくらいですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 細かい点、考え方はそういった考えでいいと思うんですが、確かに途中で退職した者もおります。そういった関係でもマイナスの分が出てきておりますので、数字的にある程度確かな数字は手持ち、今ないのであとお知らせしたいと思います。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正
予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第9号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、別冊の平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いたします。

1ページをお開き願います。

議案第9号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,214万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,001万1,000円とする。

それでは、歳出からご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

こちら、1款1項1目細節1一般管理費でございますが、1,214万7,000円を減額し、5,128万8,000円とするものでございます。これは町長提案理由で説明がありましたとおり、4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により職員人件費を補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

9款1項1目一般会計繰入金1,214万7,000円を減額しまして、2億9,362万円とするもので、一般会計繰入金を歳出と同額の減額補正するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第10号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の亶理町公共下水道事業特別会計補正予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第10号 平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成29年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,240万9,000円とする。

それでは、歳出からご説明いたしますので10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費24万5,000円の補正でございますけれども、先ほど一般会計補正予算の中にもございましたけれども、人事院勧告に伴います給与改定等に伴う職員人件費の増額というところでございます。

戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳入です。

4款1項1目24万5,000円の増額補正ですが、歳出のところでもご説明いたしましたけれども、人事院勧告に伴います給与改定に伴い、その財源として一般会計からの繰入金として同額追加補正ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 平成29年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第11号 平成29年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げますので、平成29年度亙理町介護保険特別会計補正予算書（第3号）をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 平成29年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによ

る。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,937万4,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費219万7,000円の減でございますが、これはほかの会計同様4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定によりまして減額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

8款1項4目事務費繰入金につきましては、歳出の職員人件費等の減額に伴い同額を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正
予算（第3号）

議 長（佐藤 實君） 日程第15、議案第12号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第12号についてご説明いたします。別冊の平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）をご用意いただきたいと思っております。

初めに、1ページをお開きください。

議案第12号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ331万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,670万7,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費、こちらにつきまして331万3,000円の減額補正につきましては、先ほど来ご説明でございますように4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴います給与改定等により職員人件費の減額補正を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお開きください。

こちらにつきましても、歳出でご説明申し上げました減額補正に伴いまして一般会計からの繰り入れを歳出同様331万3,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第13号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、議案第13号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご用意願います。

まず初めに、1ページになります。

議案第13号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,489万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費、人件費になりますが、これも先ほど来から他会計でも同じように4月以降の人事異動及び人事院勧告による職員人件費の減額補正をするものでございます。それで、154万1,000円減額補正するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましても歳出同様同額154万1,000円を減額いたしまして1,131万4,000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 平成29年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 平成29年度亶理町水道事業会計補正予算
（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第14号 平成29年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の亶理町水道事業会計補正予算書（第4号）をごらんいただきたいと思います。

まずは、1ページをお開きください。

議案第14号 平成29年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条、平成29年度亶理町水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は次のとおり補正する。

支出第1款第1項営業費用既決予定額8億1,170万1,000円から466万2,000円を減額し、8億703万9,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額は次のとおり補正する。

支出第1款第1項建設改良費既決予定額3億5,927万1,000円に14万3,000円を増

額し、3億5,941万4,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、先ほど来他会計と同様4月以降の職員異動及び人事院勧告に伴う給与改定に係るものが主なものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出1款1項1目原水及び浄水費の38万5,000円の減額及び2目配水及び給水費の41万3,000円の増額並びに4目総係費の469万円の減額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものでございます。

続いて、4ページ、5ページをお開きください。

資本的支出1款1項3目改良事業費の14万3,000円の増額補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び職員の共済負担率の改正によるものでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第19 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第20 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第18、報告第1号 専決処分の報告についてから、日程第20、報告第3号 専決処分の報告についての以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

報告1号から報告第3号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） それでは、工事請負変更契約に係る専決処分の報告について一括してご説明させていただきます。

まず初めに、報告第1号についてご説明いたします。

45ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成29年12月8日に工事請負契約の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

46ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度復興町道橋本堀添線道路新設（その1）工事について工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により変更契約が契約金額の5%以内でありかつ5%に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものでございます。

概要につきましては、47ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度復興町道橋本堀添線道路新設（その1）工事。

変更契約年月日は平成29年12月8日。

請負金額は変更金額が1億5,459万4,440円であり27万7,560円の減額。

契約の相手方は株式会社芦名組でございます。

請負金額が減額となった理由は、圃場整備工事との施工調整によりのり面整形工、種子散布工を減工するためでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工場所等は48ページ以降を参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。51ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成29年12月19日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

52ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度復興町道橋本堀添線道路新設（その2）工事について工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により変更契約が契約金額の5%以内でありかつ5%に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものでございます。

概要につきましては、53ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度復興町道橋本堀添線道路新設（その2）工事。

変更契約年月日は、平成29年12月19日。

請負金額は変更金額が2億9,134万2,960円であり、265万8,960円の増額。

契約の相手方は田中建材輸送株式会社でございます。

請負金額が増額となった主な理由は、函渠取り付け工においてクレーン配置箇所の変更によりクレーンの規格を25トンぶりから100トンぶりに変更する必要が生じたためでございます。

工期につきましては変更前と同じでございます。

工事場所等は54ページ以降を参照願います。

以上で説明終わります。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

58ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成29年12月22日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

59ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成28年度復興荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事について工事請負変更契約を締結する必要が生じたので専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により変更契約が契約金額の5%以内でありかつ5%に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものでございます。

概要につきましては、60ページの資料をごらんください。

工事名、平成28年度復興荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事。

変更契約年月日は平成29年12月22日。

請負金額は変更後金額が3億260万9,520円で133万4,880円の増額。

契約の相手方は株式会社阿部工務店でございます。

請負金額が増額となった理由は、舗装復旧工において水道管及び電線管の埋設箇所の変更により舗装面積を増嵩するほか、水道管及び電線管の埋設箇所に吸出し防止対策として防砂シートを増嵩するものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事箇所は平面図等、60ページ以降を参照願います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第1号 専決処分の報告についてから、報告第3号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成30年1月第16回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時14分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会 議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 高行

署名議員 渡邊 重益